

人権口述ノート講座5 もくじ

1 世界人権宣言五十五周年を迎えて

(財)世界人権問題研究センター理事長
京都大学名誉教授

上田 正昭

1

2 日本でしか生まれない文化

(財)世界人権問題研究センター第三部長
京都造形芸術大学客員教授

仲尾 宏

3

3 カム・アウト

(財)世界人権問題研究センター監修研究員

山本 尚友

5

4 めざめる女 つぶやく男

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員

源 淳子

7

5 じ存知ですか「黒隸制度」

(財)世界人権問題研究センター第四部長
ジャーナリスト

福田 雅子

9

外国人の国籍について

(財)世界人権問題研究センター講師研究員

宇野 豊

女性差別撤廃条約についての 日本の第四回・第五回報告の審議

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
立命館大学教授

薬師寺 公夫

非定型肺炎SARSと宿泊の権利

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
京都大学大学院人間・環境社会研究科教授

西井 正弘

世界人権宣言と水平社宣言

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員
池坊短期大学名譽教授

秋定 嘉和

人権の広がりとタテの広がり

(財)世界人権問題研究センター所長
同志社大学教授

安藤 仁介

10

9

8

7

6

世界人権宣言五十五周年を迎えて

1

vol

(財)世界人権問題研究センター理事長・京都大学名誉教授 上田 正昭)

一九四八年の十二月十日、第三回国際連合総会は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で諒ることのできない権利」を承認することは、「世界における自由、正義及び平和の基礎である」として、前文と三十条からなる「世界人権宣言」を採択しました。

本年はその記念すべき年から数えて五十五周年になり

多く残されています。

ます。国連はこの「世界人権宣言」を具体化するために、「国際人権規約」をはじめとする人権諸条約を制定し、我が国にあっても、基本的人権の保障を明記する「日本国憲法」のもと、人権問題を解決するための施策の推進を図り、関係諸団体による取り組みが前進してきました。

一九九四年の第四十九回国際連合総会は、「国連憲章」と「世界人権宣言」の普遍的理念に基づいて、「人権教育のための国連十年」を決議し、その「行動計画」を立てました。我が国内でも「行動計画」が策定され、京都府・京都市をはじめとする府内の多くの市町村も「行動計画」を発表し

ました。

二十一世紀を人権の世紀にするためには、「生命の尊厳」を自覚し、自然とともに幸せを築いてゆく人間の行動と「その成果」をより豊かに創造して、「人権文化」を構築することが、ますます必要となっています。

人権問題の前提には、人間のいのちの尊嚴に対する自覚が不可欠です。環境問題の核には自然のいのちの尊嚴が含まれています。自然と人間のいのちの輝きと共生には、人権と環境の問題が深くつながっています。

「世界人権宣言」の五十五周年を迎えて、宣言の精神とその意義を再確認し、家庭・学校・職場・地域に根ざした「人権文化」の花が開き、自由・平等・共生・平和の社会が実現するようお互いに努力しましょう。



日本で学ぶ留学生について

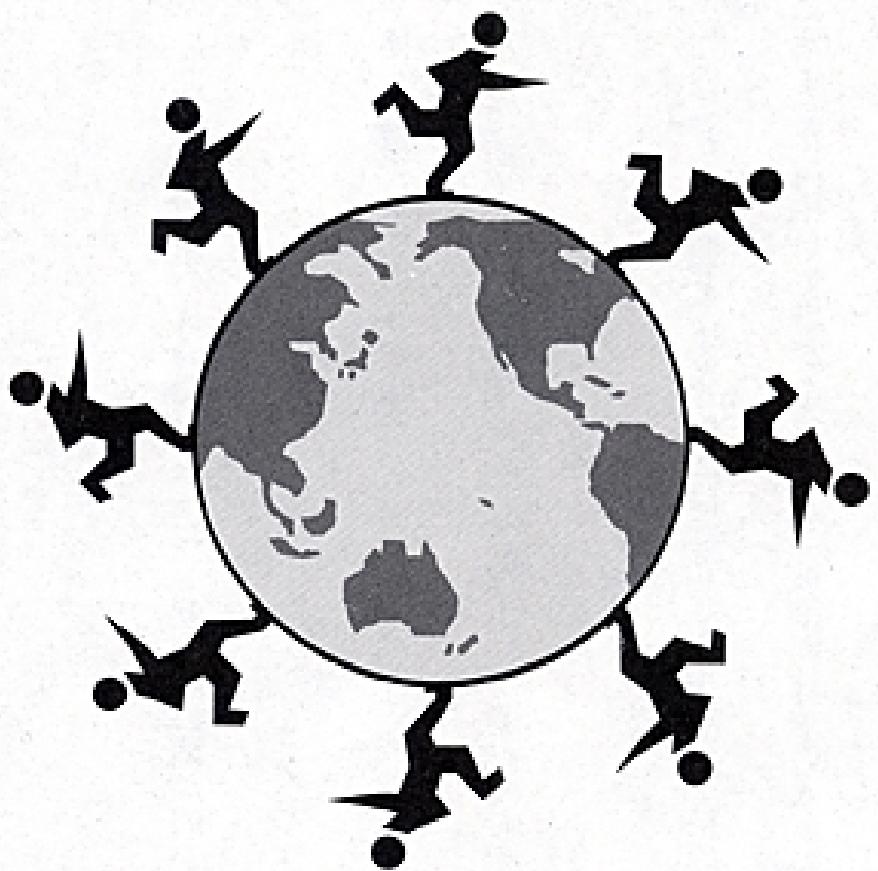
vol.

2

(財)世界人権問題研究センター第三部長・京都造形芸術大学客員教授 仲尾 宏

一九〇二年末の統計によると、日本で学んでいる留学生の総数が十一万人を超えました。日本語を学ぶ就学生四万七千人を加えると、その総数は十六万人近くになり、日本に在留している外国人の一割近くに達します。京都府だけをとりてみると、留学生は約四千三百人、就学生は千四百人となります。その内中国(台湾を含む)からの留学生がおよそ七割を、次いで韓国が残りの大半を占めています。そのほか、マレーシア、タイ、インドネシアなど他のアジアの国々からも来ていました。日本留学の目的は理科系の自然科学だけでなく、経営・経済、芸術や造形、そして歴史など多岐にわたっています。

この留学生たちはそれぞれに大学で勉強しているのですが、ほとんどが私費留学生で、生活費や勉学のための諸費用を自分で負担しています。日本と比べて、経済が発展の途上にある国々から来ているのですから、親の仕送りも大変です。学費そのものは少し減免制度があつたり、各種の奨学金もあるものの、学生生活をおくる上で仕送りだけで十分ではなく、かなりの時間をアルバイトに当てています。ところが時には「外国人お断り」ということがあるのです。ある在日コリアンの学生が実見した」とですが、「アルバイト募集」の張り紙が出されていた飲食店に中国人の留学生が応募に来たところ、「外国人はだめ」とすげなく追い返



されたのです。そこで在日の彼女は自分がアルバイトに応募するとき、心なからずも普段は使っていない日本の通称名で応募した、といいます。

留学生を困らせているもう一つのことにはアパートの入居問題があります。一時ほどではありませんが、外国人や留学生の場合、「大家さんの意向で日本人に限っている」といわれ、断られるケースがまだ続いています。「借りる場合、一度で決まりだ」とはないと多くの留学生たちが言っています。近年は(財)内外学生センターが窓口となって住宅保証制度を実施するなど、貸す側への配慮もはじめられています。

せつかく日本に憧れ、日本の学術、芸術を学んで帰りたい、という希望を持つて来ている留学生達です。その人達を日本人と同等に受け入れることが日本社会に求められています。とりわけ大学や研究機関の多い京都府はそのモデルになるような地域でありたいものです。

カム・アウト

vol. 3

(財)世界人権問題研究センター客員研究员 山本 尚友

最近、同和問題の議論で、カム・アウトという言葉が聞か

を見つける場合が多かつた。

れるようになつた。英語で新しいものが出でくるとか、本性や秘密が現れるという意味だが、同和問題では「被差別部落出身である」と自ら明らかにする」という意味で使われている。

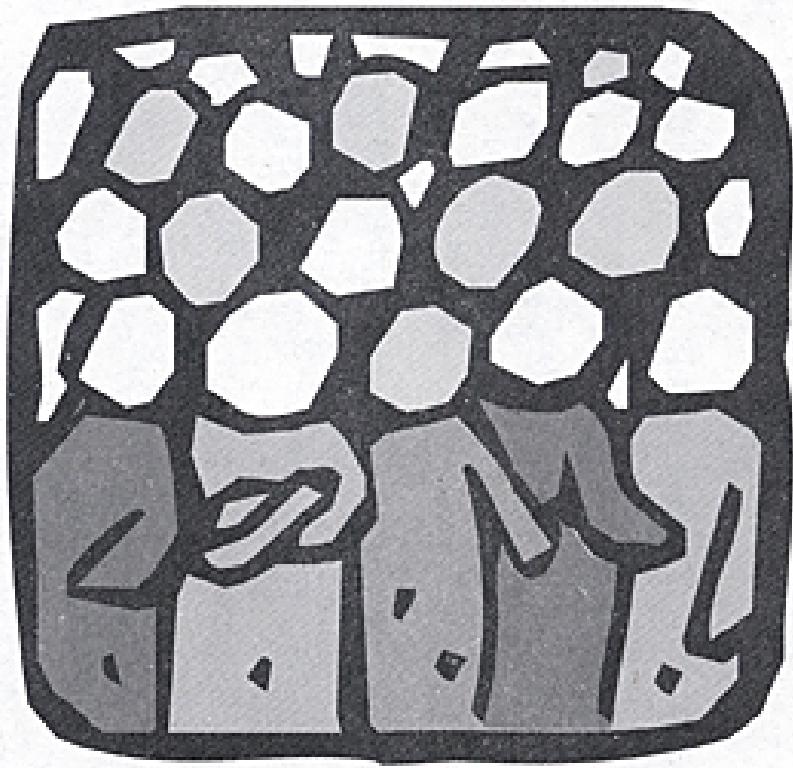
このことが問題となる背景には、一九六九年から本格的に始まつた同和対策事業をつづじて、被差別部落の人々の働き口が広がつたことがある。それ以前は、多くの人々が

被差別部落の企業や、同じ部落の人の紹介などで働き口

「ね、あの人、部落の人って知つてた?」だから失敗しても、上司が怒らないのかしら」と、職場の同僚に親しげに耳打

ため、自分から明らかにしないかぎり、同じ職場の人は部落出身であることを知らないというケースが増えてきたのである。部落出身者の社会進出に応じて、差別も解消する

という具合になつていいたら、何の問題もなかつたのだが、残念ながらそれは上手くいかなかつた。



もとより、当然するところを、少なからぬ部落出身者が経験するようになったのである。知らん顔して相づち打つか、それとも出身である「人」を打ち明けて相手をあわてさせるか。

そんな嫌な」とになる前に、自分のアイデンティティを明かしておいた方が良いのではないかという、切実な体験から生まれた言葉がカム・アウトといえる。とはいっても、実際にカム・アウトするとなると、それに伴う困難は容易に予想される。

勇気を持ってカム・アウトする人を、理解し支える環境はあるのか、それが問われていると見える。

めざめる女 つらやく男

vol.4

(黒世界人権問題研究センター嘱託研究員 源 寿子)

「女だから」「男だから」といわれてきたシェンダー意識(社会的・文化的につくられた性差)。そうした当たり前にさ

の男女が応募しました。

「透明人間」は、女性(三十代)の作品。

「透明人間」は、女性(三十代)の作品。
「女だから」「男だから」といわれてきたシェンダー意識(社会的・文化的につくられた性差)。そうした当たり前にさ
れた意識に、「ちょっとおかしい」「自分には当てはめてほ
くない」「わたしは自分らしくありたい」と思うだ」とはあ
りませんか。「めざめる女 つらやく男」は、そんな思いに気
づいた人たちのエッセイ集です。

今日はオフィスに一人きり

上司も同僚も会議や出張で出かけている
他の課のオジサンがやってきた

いつも笑顔で「ここにちは」

「なんや 今日は誰もおらんのか」

オジサンは去つてぶつた

私の声はオジサンには聞こえない

私の姿はオジサンには見えない

収録された作品は五十篇です。小学生から六十代まで

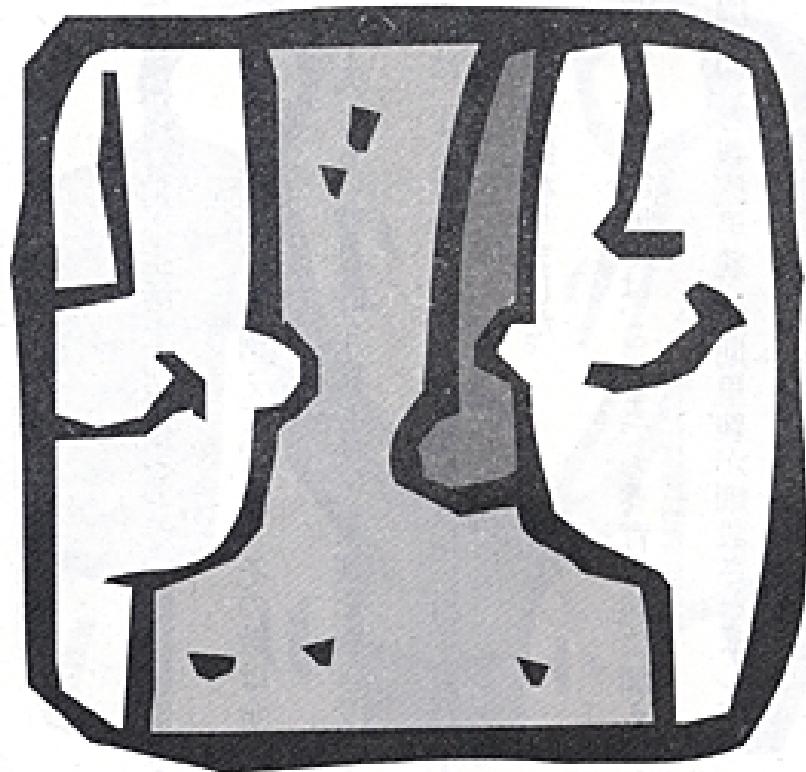
同じような体験をした女性も多いでしょう。

嫁姑の関係から五十代女性の作品です。

妻の下着 干す夫の背に 姑の顔

社会的・文化的に形成されたジェンダーは、私たちの身の回りにあふれています。エッセイ集のその的確な表現には、おもわず「うんうん」と頷いてしまいます。

次のエッセイ集の作品を募集中です。今回もジェンダーの問題点についた作品がさうと多く寄せられることが多めです。



ご存知ですか「里親制度」

(財)世界人権問題研究センター 第四部長 ジヤ・ナコベト 福田 雅子

今、親が病気や、生活上の事情などで、親と一緒に暮らす
「」とのできない子どもが増えています。その数は全国で三
万六千人ともいわれ、昨年度からは、里親を引き受けやす
いように、また子どもたちが里親の愛情に包まれやすいよ
うに制度が変わりました。

住んで家庭的な雰囲気で、里親家族のぬくもりに支えら
れて生活します。

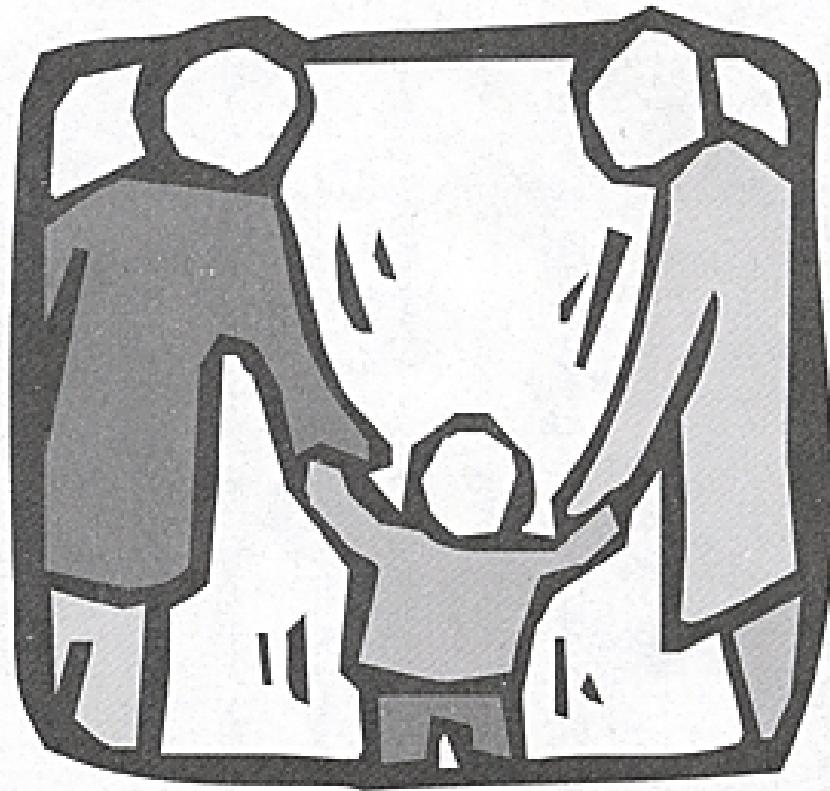
万六千人ともいわれ、昨年度からは、里親を引き受けやす
いように、また子どもたちが里親の愛情に包まれやすいよ
うに制度が変わりました。

改正された制度では、これまでの養育里親に加え新たに
専門里親と親族里親、短期里親が創設されました。

里親制度は、親が病気や出産、離婚、家出、養育拒否な
どで家庭で育てることが困難な十八歳までの子どもを、親
や施設に代わって育てる制度で、里親と子どもは同じ家に

新たにスタートした里親制度のそれぞれの特徴は以下
のとおりです。まず「養育里親」は、一定期間、親が引き取れ
るまで養育するものと、養子縁組を前提として、親が養育
できる見込みのない子どもを、里親の希望を考慮して養育
するものがあります。なお、養子縁組には家庭裁判所の手
続きが必要です。次に「専門里親」は虐待などを受けた子
どもに心理的なケアを行つて養育するもので、児童福祉の
業務に二年以上携わっていた」となどの経験が必要です。

vol 5



また「親族里親」は、親が亡くなったり、行方不明、長期入院などの理由で、子どもを養育する人がいない場合、三親等以内の親族が子どもを養育するものです。なお、親族里親の申請には、あらかじめ児童相談所長の許可が必要です。そして「短期里親」は、児童福祉施設で暮らしている子どもなどを週末や冬休み、夏休みなどに家庭に迎え入れて、家庭生活を体験させるものです。

今、児童福祉施設では、子どもたちを愛情を込めて養育されていますが、家庭での手伝いや、地域社会の中で成長していく体験も大切です。なお、里親には子どもを養育するための生活費や、里親手当が支給されますが、詳しいことは児童相談所の専門職員にご相談ください。

外国人の国籍について

vol

6

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員 宇野 豊)

二〇〇一年末現在、京都府内の外国籍住民は約五万六千二百人で、そのうちの七十%、約三万九千人が韓国・朝鮮籍住民です。二〇〇一年末のデータと比較すると、全体で五百人ほど増加していますが、韓国・朝鮮籍住民は約千人の減少、割合にして「ボイントほど」下がっています。

他方、在留資格別に見ると、戦前から日本に引き続

居住する「旧植民地出身者」とその子孫の在留資格である特別永住者は、二〇〇一年から二〇〇二年にかけて全国で約二万五千人の減少、一九九八年からでは約四万三千五百人の減少となっていますが、逆に、一般永住や「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」など、特別永住以外の在留資

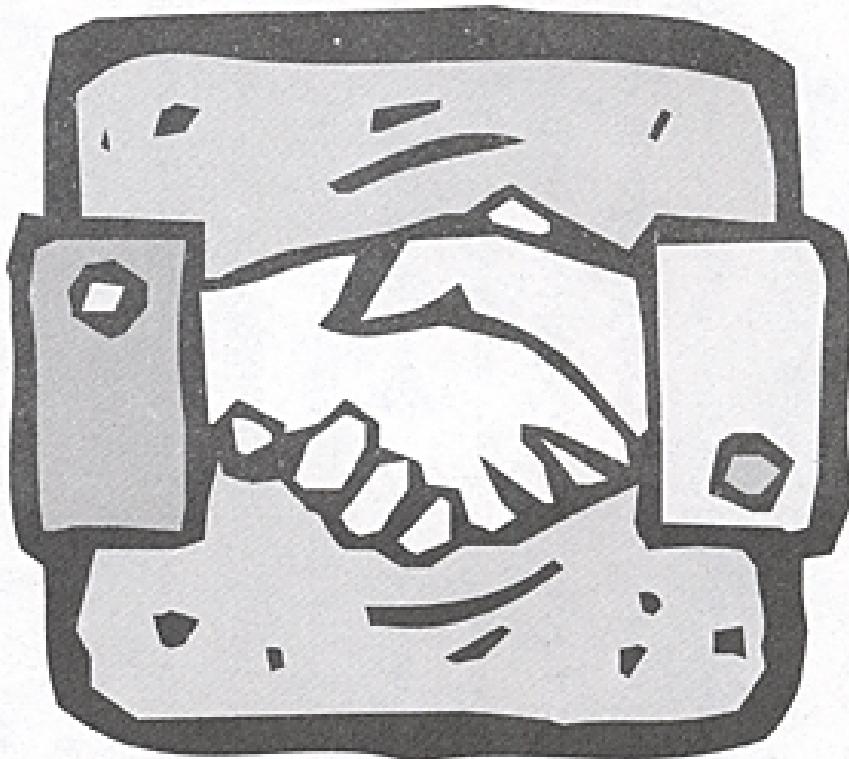
格をもつ韓国・朝鮮籍住民の数は前年並みか増加傾向にあります。従って、京都府内の韓国・朝鮮籍住民の減少は、特別永住者が千人近く減ったことによるものであり、それはこの十数年の傾向とみられることから、今ではさらに減少していると考えられます（以上のデータはいずれも法務省入国管理局調）。

その要因としては、国際結婚した場合の子供の国籍について国籍法が改定されたこと、生活上のさまざまな理由によつて、韓国・朝鮮籍から日本籍に変更する住民が増えたことなどが考えられるが、いずれにしても、国籍という枠だけでは捉えきれないほどに、民族や文化の多様性が着

実際に進行していると言い換えても間違はないでしょう。

日本国籍に変更しても、韓国・朝鮮人としての生活、文化を大切にしようと/orする住民もいれば、名前の表現の仕方を含め、苦惱しながらもしなやかで柔軟性のある生き方を選択する韓国・朝鮮籍、あるいは日本国籍の韓国・朝鮮人青年もいます。

だからこそ、今の私たちに求められるのは、日本のたどりてきた歴史を深く理解し、「ディスプレイされた文化」ではなく、生活に根ざした多種多様な文化として、ありのままの他者を受け止めようとする感性を育むことであり、「多文化共生」というとき、「私たちもまた「多」の中のひとりである」という自覚をもつてではないでしょうか。



女性差別撤廃条約についての日本の第四回・第五回報告の審議

vol
7

(財)世界人権問題研究センター第一部長・立命館大学教授 薬師寺 公夫

世界人権宣言五十五周年にあたる今年の七月八日にニューヨークで、女性差別撤廃条約に関する日本の第四回と

第五回の報告が、九年ぶりに女性差別撤廃委員会で審議されました。新聞報道でお気づきの方も多いと思います。

世界人権宣言第二条や第十六条には、男性も女性も性によつて差別をうけることなくこの宣言にうたわれた人権を享受し、婚姻について平等な権利をもつと定めていますが、この趣旨をもつと発展させて男女の固定的役割意識に基づく差別を国、地域でも、職場や学校、家庭でもなくしていくために必要な措置をとるように求めたのが女性差別撤廃条約です。日本は一九八五年にこの条約に入り、条約第十八条に従つて定期的に報告を行つてきました。今回の

報告にあたってはNGOと事前に意見交換の場がもたれました。

一九九四年の前回の審議から男女差別の撤廃に向けたくつかの発展がありました。特に、会社の採用、昇進などで女性に対する差別の禁止やセクシャル・ハラスメントに対する事業主の義務などを定めた男女雇用機会均等法の改正、男女共同参画社会基本法の制定と基本計画の策定、ストーカー規制法、家庭内や男女のパートナー間での様々な形態の暴力を防止し被害者の保護をはかるDV防止法など、法制面での重要な前進はその二つでしょう。女性差別撤廃委員会も、これらの改善を積極的に評価しています。

他方、委員会は、日本の社会に男女の役割と責任に関



する固定観念が根強く残っており、労働市場における女性の状況、教育の選択、政治や公的な分野への参画が低いことに懸念を表明し、人権教育、男女平等についての教育等の教育システムにおける包括的プログラムの実施を勧告しています。さらにDVを含む女性に対する暴力を女性に対する人権侵害として取り組む努力の強化、女性や女兒の国境を越えての人身売買（トラフィックイング）などに対しでは、実態の把握が十分でなく加害者の処罰がなお寛大だと指摘し、対策の強化を求めています。

また、女性の再婚禁止期間、夫婦の氏の選択など民法にも差別的な規定が残っていることをあらためて指摘し、委員会の最終コメントの内容が広く周知されることを求めるました。「男女共同参画社会」、それは家庭、学校、職場など身近なところで実現する課題ですね。

非定型肺炎SARSと宿泊の権利

vol 8

(財)世界人権問題研究センター嘱託研究員・京都大学大学院人間・環境学研究科教授 西井 正弘

寒い季節が近づくと「重症急性呼吸器症候群」(SARS)

の流行が心配になってくる。二〇〇三年春、アジアを中心に世界各地で、SARSが流行し、多数の患者と死者が出た

ことは記憶に新しい。この感染症は、世界各国の人々の心

理や経済に重大な影響を与えた。五月には、台湾の医師が、

関西・四国を観光旅行後、新型肺炎を発症し、日本の観光

けた。

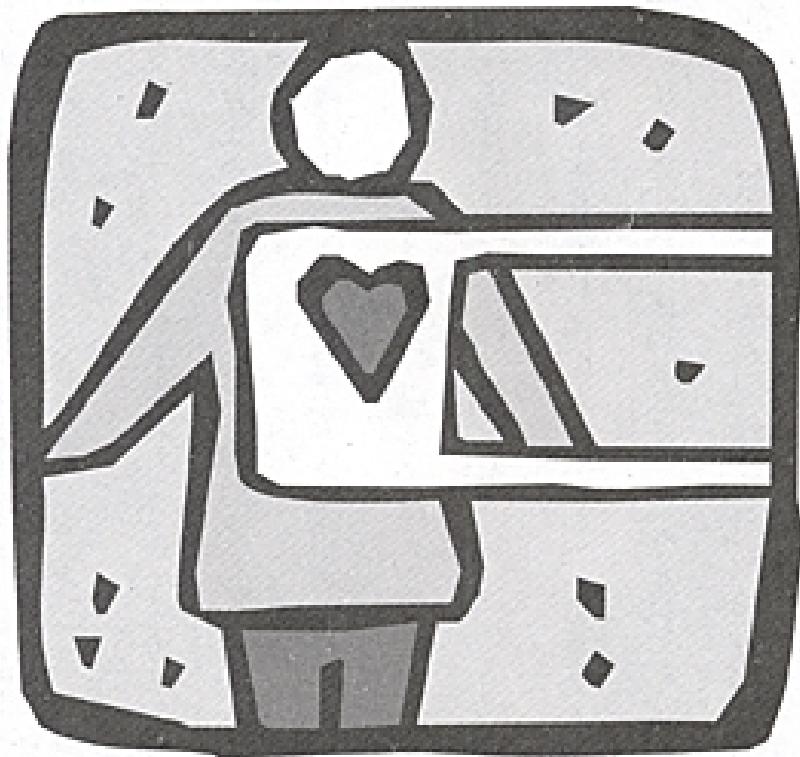
地やホテルなど、キャンセルの急増や消毒などの対策に追われた。)のSARS問題は、ホテル側に風評被害を与えたが、

同時に感染者である可能性のある旅行者の宿泊を拒否で

れるかという新たな問題を生じさせた。

この問題については、まず、入国の段階で「検疫」を通過しているので、少なくともその段階では発症していなかつたと考えられる。しかし潜伏期間がある病気なので、その後発熱すれば、SARSの可能性も否定できない。そのような

元患者の宿泊を拒否して問題となつた。旅館業法によれば、ホテルは「正当な理由」がなく宿泊を拒否してはならないとされている。大学の講義で、「ホテルは、SARS流行地域からの旅行者の宿泊を拒否できるか」という質問を投げか



条件が揃えば、ホテルの宿泊拒否に「正当な理由」がある」とになろう。そうだとすると、宿泊を拒否された旅行者は、どこで夜を過ごすことになるのだろうか。京都では「二類感染症」であるSARS確定患者等の受け入れを基本的には大阪府の市立泉佐野病院で行い、緊急時等の場合は、京都府立医科大学附属病院で行うと、府知事が表明している。病原性大腸菌O—157や結核のような新興感染症や再興感染症が、二十世紀末から大流行の兆しを見せている。人間や食糧・飼料の国境を越えた大規模な移動、病原菌の変異や人間の免疫力の低下が、その流行を広めたと考えられている。国際化時代には、個人の人権に配慮しつつ、多くの国民の生命身体を守るため、感染症に立ち向かわねばならない。まず、我々は、病気に対する科学的知識を身につけることが肝要だ。

世界人権宣言と水平社宣言

vol. 9

(財)世界人権問題研究センター第一部長・池坊短期大学名誉教授 秋元 嘉和

二十一世紀は「人権の世紀」と言われて久しくなりましたが、人類の歴史は常に人権侵害とともにあつたと言えなくもありません。最大の人権侵害といふべき戦争が二十一世紀の今日においてもなお続いていることを考えると、人権を確立する取組はまだまだ道半ばといふのが実際ではないでしょうか。

一九四八年十二月十日、国際的な人権の保障を進めるため、国

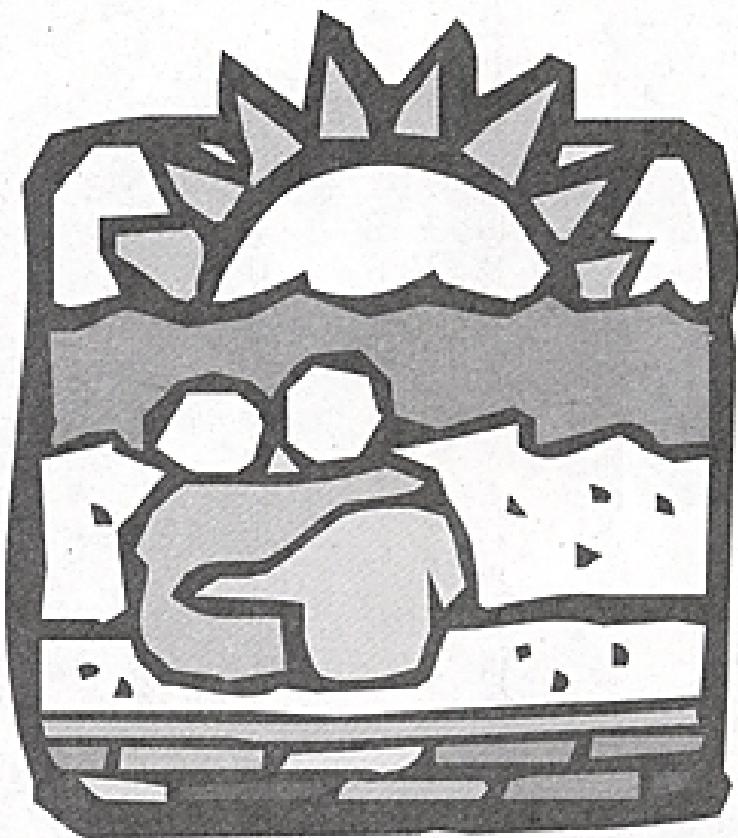
連で「世界人権宣言」が採択されました。今年はそれから五十五周年に当たり、京都でもまた十一月二十日に、節目の年を記念する行事が盛大に行われました。

ひるがえって日本の歴史の中にも、人権の確立を求める人々の熱い息吹が感じられます。その一つが一九二一年に雑誌「青箱」に掲

載された「元始女性は太陽であった」という主張であり、もう一つは一九三二年の「水平社宣言」です。今から八十九十年前の日本社会で、様々な差別的取扱いを受けていた女性や被差別部落の住民たちが、「世界人権宣言」にある「基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念」の確認を求めたのです。

「水平社宣言」については、研究者の間では従来の考え方や枠組みを離れ、当時をありのままにたどりてみようという試みが進められており、これまでにない成果も生み出されています。

一例をあげると、この「宣言」は西光万吉一人の作業によるもののか、平野小糸やその他の人も参画していたのではないか、とい



うことがあります。また、「宣言」の文章ではこれまで「人の世に然あれ、人間に光あれ」の箇所に焦点をあてて引用されてきていましたが、「人間が神にかわらうとする時代」という箇所に重点を置いて、当時の世界的な社会変革を背景として、被差別部落の民衆が積極的に時代を変えていくとする考え方を表しているのではないか、というような考え方も出されたりています。こうした意味において、「水平社宣言」は十八・二十世紀の革命の時代の子であつたわけです。

「世界人権宣言」は、二度にわたる世界大戦の惨禍の経験の中から生まれました。時代は進み、物質的な豊かさから心の豊かさへと価値が見直されるようになつて、「世界人権宣言」に刻まれた理念を現実の社会にどうやって活かしていくのかが問われています。私たちに与えられた課題は大きいといえましょう。

人権のヨコの広がりとタテの広がり

vol 10

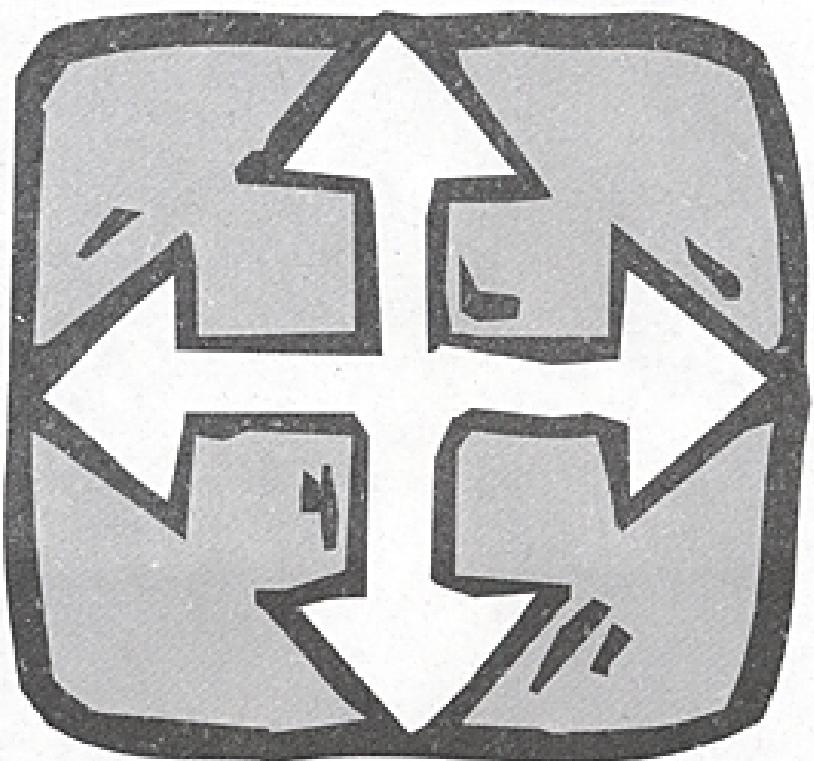
(財)世界人権問題研究センター所長・同志社大学教授 安藤 仁介

「私は人権問題を考えるときに、たとえ無意識にせよ、自分の国とか自分の世代のことを中心に置いています。たとえば、選挙の自由とか教育を受ける権利とかについて考えるときに、われわれ国民が自由に投票できるとか、教科書を無償配布せよとか、つまり日本という国の枠内で人権問題を考えるのが普通です。

ところが、途上国は、人権を国の枠内で考えるだけでは不十分だ、と主張します。それは、たとえば選挙の自由といつても生活に迫る労力をすべきである。したがって、人権問題を一国の枠内で考えただけでは不十分だ、というわけです。

これは、人権問題を国の枠を超えて考えるべきだ、という意味で、人権問題のヨコの広がりを指摘するものです。ところが、人権問

われて投票にいく時間を割けない、教科書の無償配布といつても



題はタテの広がりも考えなければならない、という指摘もあります。

それは、私たちが住んでいる地球の資源に限りがある以上、現在の世代が資源を浪費すると、将来の世代が地球の資源の恩恵を受けける権利を奪いかねない。だから人権問題を考える際には、現在の世代の人々と将来の世代の人々との関係、いわゆる世代間の衝突を考慮すべきだ、という指摘です。

要するに、人権問題を考える際には、人権がタテ・ヨコの広がりを持つ、複雑でもすかしい問題を抱えていることを忘れてはなりません。